

# 外商投資の促進と保護を強化するため、「外商投資法」が高い水準の対外開放を保障

ニュースフラッシュ  
中国税務／ビジネスプロフェッショナルサービス  
2019年3月  
第12号

## 摘要

2019年3月15日、第13期全国人民代表大会(全人代)第2回会議において、『中華人民共和国外商投資法』<sup>1</sup>(以下、「外商投資法」)の採択が決定されました。同日に、習近平国家主席は第26号首席令に署名し、2020年1月1日より「外商投資法」を施行することを公布しました。2018年12月23日の第13期全国人大常務委員会第7回会議での「外商投資法(草案)」に対する初回審議から、2018年12月26日の中国人大のウェブサイトでの「外商投資法(草案)」意見募集稿の公布、また2019年1月29日の第13回全国人大常務委員会第8回会議で「外商投資法(草案)」に対する2回審議まで、「外商投資法」の法整備における進展は予想をはるかに超えています。

改革開放政策施行以来40年の間に、中国では「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」(以下「3つの外資法」)を主とする外商投資法制度を形成してきました。中国の対外開放と外資利用が状況の変化に直面しているため、「3つの外資法」は開放的な経済システムを構築するニーズに適応するのが困難となり、外商投資の分野において「3つの外資法」に代わる基本法が必要となっていました。近年、中国政府は対外開放を拡大、また外商投資を促進するために一連の方策や構想を打ち出すことを通じて、内外資の法律の統一、外国関連法律法規システムの改善に関する要件を明確にし、外資基本法の策定を全国人大常務委員会の2018年立法計画に組み込みました。

新たに公布された「外商投資法」は、中国の新たな外商投資法制度の基礎な枠組みを確立し、外商投資の参入、促進および保護に関する統一的な規則を提供し、中国の対外開放のさらなる拡大、外資を積極的かつ効果的に利用することにより強力な法的保証を提供しています。今回の「China Tax and Business Advisor」では、「外商投資法」の主な内容を詳しく説明し、PwCの見解を共有します。

## 詳細

「外商投資法」は、総則、投資の促進、投資の保護、投資の管理、法的責任および付則を含む、6つの章と42の条項で構成されています。2015年に商務部により発行された「外商投資法(意見募集稿)」(計11の章と170の条項)と比較して、「外商投資法」は章節や内容において大幅に簡素化され、参入の管理、国家安全の審査および情報の報告の章を削除し、より原則的な条項に置き換えられています。「外商投資法」公布・施行後、国務院と管轄官庁が現在の外商投資法制度規則を整理して改正し、新たな外商投資法制度を形成するために、実務の観点から、さらなる利便性のある実施方策を打ち出しが期待されています。

### 法律の基本的な位置づけを明確に

「外商投資法」は外商投資の基本法として位置づけられており、組織形態、組織構造などを規制の対象として取り扱わなくなりました。外商投資企業の組織形態、組織構造および活動基準は、「会社法」や「パートナーシップ制企業法」などの法的規制に適用されています。



普华永道



## 「参入前国民待遇+ネガティブリスト管理制度」の完全施行

2013年以來、中国は国外投資者に適用する外商投資参入ネガティブリスト、および国内外投資者に同時適用する市場参入ネガティブリストを相次いで打ち出しました。最新版の外商投資参入ネガティブリストには、2018年6月に公布した全国範囲に適用される「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」<sup>2</sup>(計48の特別管理措置条項保留)および自由貿易試験区のみに適用される「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」<sup>3</sup>(計45の特別管理措置条項保留)が含まれています。国外投資者は、外商投資参入ネガティブリスト以外の分野では、中国の投資者(国営企業、民間企業など)と同様に、2018年12月に発行された「市場参入ネガティブリスト(2018年版)」<sup>4</sup>が適用され、市場参入の観点では同等な待遇を享受します。

「外商投資法」は、外商投資に対して参入前国民待遇+ネガティブリストの管理制度を施行することを明確に規定しており、また「参入前国民待遇」と「ネガティブリスト」を明確に定義しました。これは、中国が外資管理モデルとしての案件別審査の制度を取り消したこと示しています。この根本的な変化は、中国の外商投資法制度がより開放かつ柔軟な改革の方向に向かっていることや、経済グローバル化と国際投資ルールの変化に適応していることを示しています。2019年に、外商投資参入ネガティブリストはさらに縮小されると見込まれており、これにより外国投資者により多くの投資機会を提供することができます。

### 内外資企業の平等な待遇の保障

内資企業との平等な待遇は、常に外国投資者や外資企業の主な訴求の一つです。「外商投資法」には、「投資の促進」の章で、外商投資企業が原則的に享受すべき平等な待遇が規定されています。

- 国が企業の発展を支援するための各政策は、外商投資企業に対して法に基づき同等に適用するものとする。
- 国は外商投資企業が等しく標準化業務に参与することを保障し、標準の制定においては情報公開と社会による監督を強化する。国が制定する強制的標準は、外商投資企業にも等しく適用する。
- 国は、外商投資企業の政府調達活動への公平な参与を保障する。政府調達においては、外商投資企業が中国国内において生産する製品、提供するサービスを等しく扱う。
- 外商投資企業は、法により株券、社債などの証券を公開発行するか、その他の方により資金を調達することができる。

2017年1月に、国務院は、「対外開放を拡大し積極的に外資を利用することに関する若干の措置についての通達」(国發[2017]5号、以下、「国發5号文」)を公布したことによって、外資企業のために、公平な競争環境のさらなる整備、公平な競争を確保するための審査政策の策定・施行、内外資企業の公平な競争の促進、標準化作業および政府の調達・入札活動への公平な参加などの措置を提示しました。「外商投資法」は、上述の外資企業の保護措置を法的形態によって確定し、外資企業に中国で平等な待遇を享受するために法的保護を提供し、安定した、公平で、透明かつ予測可能なビジネス環境を作り出し、中国での投資環境に対する国外投資者の信頼を高めます。

### 外商投資保護の強化

「外商投資法」は「外商投資法(意見募集稿)」の特定の章で設置された投資保護制度を継続使用し、下記のように一部の条項に対して修正および改善を行いました。

- 国は、外商投資に対する収用条件を厳しく制限する。
- 中国国内で発生した外国投資者の出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用料、法により獲得した補償または賠償、清算による所得などは、法に基づき自由に送金することができる。
- 外国投資者および外商投資企業の知的財産権や関連する権利所有者の適法的権益を保護し、知的財産権の侵害行為による責任追究を強化する。外商投資の過程において、技術提携の条件は投資の各当事者が公平原則に基づき協議して確定するものとし、行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならない。
- 行政機関およびその職員が職責を履行する過程で把握した、外国投資者、外商投資企業の商業秘密に関する秘密保持の規定を追加する。
- 行政機関によって制定される外商投資に関する規範性文書への制約を強化し、法律、行政法規上の根拠がない場合、外商投資企業の適法的権益を減損したり、その義務を増加させたりしてはならず、市場参入や退出にかかる条件を設置し、その正常な生産経営活動に干渉してはならない。



- ・ 外商投資企業の通報メカニズムを構築し、外商投資企業またはその投資者がその適法的権益が侵されたと認識した場合、行政再議や行政訴訟を提起することを許可する。
- ・ 外商投資企業は、法により商会、協会を設立したり、それらに参加して自らの適法的権益を維持・保護したりすることができる。

外国投資者が懸念している技術強制移転の問題については、現行の「中華人民共和国契約法」と「中華人民共和国特許法」のいずれもが、技術強制移転の禁止と知的財産の保護を規定しています。国務院は、2017年から2018年にかけて相次いで公布した国発5号文、「外資の成長を促進するための若干措置についての通達」(国発[2017]第39号)および「質の高い経済発展を促進するために外資を積極的かつ有効に利用することに関する若干措置についての通達」(国発[2018]19号)においても、「外資企業の知的財産保護を強化・改善し、技術強制移転のために行政手段を使用してはならない」と繰り返し強調しました。「外商投資法」は、この問題に対して、特定の規制を設け、外国投資者が非常に関心を有している知的財産権保護や技術提携などの問題に対応することを通じて、外国投資者が抱く懸念を払拭し、安心感を与えることに役立ちます。

### 「放管服」の要求の体現および外商投資管理簡素化の実現

外商投資に対するネガティブリスト管理制度の実施に加えて、「外商投資法」はまた、「放管服」の要求を体現し、次のような外商投資管理プロセスのさらなる簡素化を実現しました。

- ・ 各級の政府および関係機関は、手続き簡素化、効率向上、行政事務サービス最適化の原則に照らして外商投資サービスの水準をさらに向上させることを要求する。
- ・ 法律、行政法規に別段の規定がある場合を除き、所轄機関は内資企業と一致する原則により外国投資者の許可申請を審査・確認する。
- ・ 外国投資者または外商投資企業が、商務所管機関に投資情報を提出するに当たり、機関の情報共有により取得することのできる投資情報については、再度提出を求めてはならない。

外資分野における「放管服」改革を推進することは、効率的かつ便利な投資環境を作り出し、中国への投資にとって、より多くの外国投資者を引き付けることに役立ちます。内外資の統一されたシステムを通じて外商投資情報を報告することは、複数の情報源と繰り返しの報告が避けられ、外資企業のコンプライアンスの負担を軽減し、外商投資の利便性を向上させることに役立ちます。

### 留意点

2018年末までに、「3つの外資法」に基づき中国で設立された外商投資企業は累計で約96万社であり、実際の外資利用の総額は2.1兆米ドルを超え、外商投資は中国経済社会の発展を推進するための重要な推進力となっています。「外商投資法」の公布は、対外開放をさらに拡大し、外商投資を積極的に促進するという中国の決意と自信をはっきりと示しています。外商投資の適法的利益の保護、合法化、国際化、利便性を備えるビジネス環境の創造に寄与し、「全面的に市場は開放へ」という新しいパターンの形成を推進し、高レベルの開放性で質の高い経済発展を促進するという目標を達成することに役立ちます。

PwCは、従前、審議のために提出された「外商投資法(草案)」において、「外商投資法(意見募集稿)」で規定する「協議支配(VIE<variable interest entities>スキーム)」に関する規定が削除されたことに気づきました。結局、「外商投資法」はこの取り扱いを継続ましたが、「法律、行政法規または国務院が規定するその他の形態の投資」という雑則を留保しています。「外商投資法」は、もはやVIEスキームの取り決めなどの問題を明確に規定しておらず、将来の単独の法律または行政法規を通じて、VIEスキームの取り決めに関する技術的条項を公布するために余地を残しています。将来に、どのようにVIEスキームの取り決めおよび実際の運用を取り扱うかについては、今後の検討事項となります。

2020年1月1日より「外商投資法」施行後、「3つの外資法」は同時に廃止されることになります。「3つの外資法」に従って設立された外資企業に対して、「外商投資法」は、既存の企業に5年以内は当初の組織形態を維持する移行期間を与えていました。既存の外商投資管理構造は長い間運用されてきて、具体的な管理制度が複雑であり、そして「外商投資法」は非常に原則的なものであるため、当該法律がどのように運用されるかについては、国務院が公布する特定の実施方法により明確化される必要があります。外資企業の組織形態、組織構造および活動基準は「会社法」および「パートナーシップ制企業法」の規定に従うため、既存の中外合資企業および提携企業の外国投資者は中国投資者と、合資／提携契約または定款の修正に向け、直ちに交渉を開始する必要があるかもしれません。



香港、マカオ、台湾の投資者について、李克強國務院総理が 2019 年 3 月 15 日の中外記者会見で、香港、マカオ、台湾の投資は「外商投資法」を参照または類推適用する他、長い間効果的であつたいくつかの制度的な取り決めと実務的な慣行は使われ続けること、と明確に指摘しました<sup>5</sup>。現在の「外資企業法実施細則」は香港、マカオ、台湾の会社、企業、その他の経済組織を外資として取り扱っていることに鑑みて、「外商投資法」公布・施行後、香港、マカオ、台湾からの投資を外商投資として取り扱うことについて、将来公布される「外商投資法」の実施条例あるいは細則で明確化される可能性があります。

## 注釈

1. 「中華人民共和国外商投資法」の詳細な内容は公式サイト [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content\\_2083532.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm) をご参考ください。
2. 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018 年版)」(国家発展改革委、商務部令[2018]18 号)、詳細な内容は PwC の「The China Tax and Business News Flash」2018 年第 23 号をご参考ください。
3. 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018 年版)」(国家発展改革委、商務部令[2018]19 号)、詳細な内容は PwC の「The China Tax and Business News Flash」2018 年第 23 号をご参考ください。
4. 「国家発展改革委、商務部による市場参入ネガティブリスト(2018 年版)の発行に関する通知」(发改経体[2018]1892 号)、詳細な内容は PwC の「The China Tax and Business News Flash」の 2019 年第 2 号をご参考ください。
5. 李克強総理の会見、また国内外の記者からの質問に対する応答の詳細な内容は公式サイト[http://www.gov.cn/premier/2019-03/15/content\\_5374033.htm#allContent](http://www.gov.cn/premier/2019-03/15/content_5374033.htm#allContent)をご参考ください。



## お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、サービスチームまでお気軽にご連絡ください。

### PwC 中国ビジネス・投資コンサルティングサービスチーム

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 於勃                 | 沈琳軍                    |
| パートナー              | パートナー                  |
| +86 (10) 6533 3206 | +86 (21) 2323 3060     |
| bo.yu@cn.pwc.com   | linjun.shen@cn.pwc.com |

**PwC 中国ビジネス・投資コンサルティングサービスチーム**は、中国ビジネスおよび投資法務のコンサルティングを専門とし、この分野において幅広い経験とノウハウを有しています。中国市場への参入からソリューション設計まで、投資機構の設置、外貨プランニング、投資構造再編(持分譲渡、M&Aなど)を含む全面的かつ専門的なサービスをクライアントに提供します。これらのサービス以外に、私どものサービスチームは中国の各レベルの当局と常に緊密な協力関係を維持しており、中央および地方の各産業を管轄する各レベルの所轄機関と密接に協議し、中国ビジネスおよび投資に関する法律体系の不断の発展と進歩に貢献しています。

中国大陆の法律に関するお問い合わせは、以下の担当者までお気軽にご連絡ください。

### 瑞栢法律事務所リーガルチーム

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 王景                      | 趙鵬麗                      |
| 瑞栢法律事務所*                | 瑞栢法律事務所*                 |
| シニア顧問弁護士                | 顧問弁護士                    |
| +86 (10) 8540 4630      | +86 (10) 8540 4623       |
| jing.wang@ruibailaw.com | penny.zhao@ruibailaw.com |

### 信栢法律事務所リーガルチーム

|                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| 楊穎                         | 蔣亮                        |
| 信栢法律事務所**                  | 信栢法律事務所**                 |
| パートナー                      | 顧問弁護士                     |
| +86 (21) 5368 4177         | +86 (21) 5368 4024        |
| jamie.y.yang@xinbailaw.com | liang.jiang@xinbailaw.com |

香港の法律に関するお問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

### 程偉賓法律事務所リーガルチーム

|                                    |                                      |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| Rebecca Silli                      | Martyn Huckerby                      |
| 程偉賓法律事務所***                        | 程偉賓法律事務所***                          |
| パートナー                              | 外国法弁護士                               |
| +852 2833 4988                     | +852 2833 4918                       |
| rebecca.silli@tiangandpartners.com | martyn.huckerby@tiangandpartners.com |

\*瑞栢法律事務所は独立した法律事務所であり、PwC グローバルネットワークのメンバーファームです。

\*\*信栢法律事務所は独立した法律事務所であり、PwC グローバルネットワークのメンバーファームです。

\*\*\*程偉賓法律事務所は独立した香港法律事務所です。当該法律事務所はシンガポールの PwC Legal International Pte. Ltd(ライセンスを取得した外国の法律事務所)と提携して業務を展開しています。



程偉賓法律事務所またはシンガポールの PwC Legal International Pte. Ltd は相手方それぞれの行為あるいは行為に対して如何なる支配権を有しておらず、相手方の代理人として業務を展開することではなく、いかなる責任も負担しておりません。

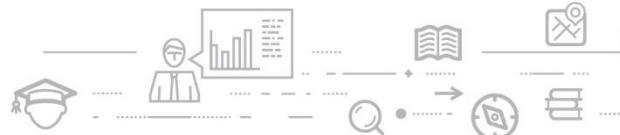
#### 弊所について

瑞栢法律事務所および信栢法律事務所はそれぞれ独立した中国の法律事務所であり、PwC のグローバルネットワークのメンバーファームとして、中国大陆、アジアおよびグローバル範囲でクライアントへの総合的なソリューションと高品質の法律サービスの提供に積極的に取り組んでいます。弊所の弁護士は中国の規制基準に準拠しており、中国の法律に基づいてクライアントに基本的な見解や助言を提供しています。主に上海と北京に拠点を置く弊所のチームは、中国全域でサービスを提供しており、また多くの場合、グローバルなプロジェクトに携わっています。

程偉賓法律事務所は香港の独立した法律事務所であり、シンガポールの PwC Legal International Pte. Ltd(ライセンスを取得した外国の法律事務所)と提携して業務を展開しています。私どもは瑞栢法律事務所および信栢法律事務所と緊密に提携して、中国のクライアントにシームレスな法律サービスを提供しております。



## 全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊

苹果手机下载  
(iOS 10以上)安卓手机下载  
(Android 6.0以上)

· 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。

· “税界”网页版链接: <https://taxnews.pwchhk.com>。



本稿では、中国または中国大陆は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2019 年 3 月 18 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。

本稿は中国および香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポールおよび台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、および専門家、ならびに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

梅杞成

TEL: +86 (10) 6533 3028

[matthew.mui@cn.pwc.com](mailto:matthew.mui@cn.pwc.com)

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwchhk.com>

または香港のウェブサイト <http://www.pwchhk.com> にてご覧いただけます。

# www.pwccn.com

© 2019 普華永道諮詢(深圳)有限公司著作権所有。この刊行物では、「普華永道」(PwC)とは普華永道諮詢(深圳)有限公司を指し、この組織は PricewaterhouseCoopers International Limited のメンバー組織であり、PricewaterhouseCoopers International Limited における各メンバー組織は全て、別個の独立した法的主体です。詳細は、[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご参照ください。

# 加强外商投资促进与保护，《外商投资法》为高水平对外开放保驾护航

新知

中国税务/商务专业服务

二零一九年三月

第十二期

## 摘要

2019年3月15日，第十三届全国人大第二次会议表决通过了《中华人民共和国外商投资法》<sup>1</sup>（以下简称“《外商投资法》”）。同日，国家主席习近平签署第二十六号主席令，公布《外商投资法》自2020年1月1日起施行。从2018年12月23日第十三届全国人大常委会第七次会议首次审议《外商投资法（草案）》，到2018年12月26日在人大网公布《外商投资法（草案）》征求意见稿，再到2019年1月29日第十三届全国人大常委会第八次会议二次审议《外商投资法（草案）》，《外商投资法》的立法进度远超预期。

改革开放40年以来，中国形成了以《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》和《外资企业法》（以下简称“外资三法”）为主的外商投资法律制度。随着中国对外开放和利用外资面临形势的变化，“外资三法”已难以适应构建开放型经济体制的需要，在外商投资领域亟需一部基础性法律取代“外资三法”。近年来，中国政府在扩大对外开放、促进外商投资方面作出了一系列决策部署，对统一内外资法律、完善涉外法律法规体系提出明确要求，并将制定外资基础性法律列入全国人大常委会2018年立法工作计划。

新颁布的《外商投资法》确立了中国新型外商投资法律制度的基本框架，对外商投资准入、促进和保护等方面作出统一规定，为中国进一步扩大对外开放、积极有效利用外资提供更加有力的法治保障。在本期《中国税务/商务新知》中，我们将详细解读《外商投资法》的主要内容，并与您分享我们的观察。

## 详细内容

《外商投资法》由总则、投资促进、投资保护、投资管理、法律责任和附则共六章42个条文组成。与2015年商务部发布的《外国投资法（征求意见稿）》（共计十一章170个条文）相比，《外商投资法》在章节和内容上进行了大幅精简，删除了对准入管理、国家安全审查和信息报告的专章规定，代之以较为原则性的条款。《外商投资法》颁布施行后，预计国务院及政府主管部门将会对现行外商投资法律制度规则进行梳理和修订，并出台更具操作性的实施办法，从而形成新的外商投资法律制度。

### 明确法律基本定位

《外商投资法》定位为外商投资的基础性法律，不再将企业组织形式、组织机构等作为规范对象。外商投资企业的组织形式、组织结构及其活动准则，适用《公司法》和《合伙企业法》等法律的规定。



**pwc**

普华永道



## 全面实行准入前国民待遇加负面清单管理制度

2013年以来，中国相继推出了适用于境外投资者的外商投资准入负面清单，和同时适用于境内外投资者的市场准入负面清单。最新版外商投资准入负面清单包括2018年6月发布的适用于全国范围的《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》<sup>2</sup>（共保留48条特别管理措施）和仅适用于自贸试验区的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》<sup>3</sup>（共保留45条特别管理措施）。境外投资者在外商投资准入负面清单以外的领域，与中国投资者（例如国有企业、民营企业）统一适用2018年12月发布的《市场准入负面清单（2018年版）》<sup>4</sup>，在市场准入方面享有同等待遇。

《外商投资法》明确规定对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度，并对“准入前国民待遇”和“负面清单”给出具体定义，标志着中国在外资管理模式上取消逐案审批制，这一根本性变革显示了中国外商投资法律制度朝着更加开放、灵活的改革方向，顺应了经济全球化和国际投资规则的变化。外商投资准入负面清单有望在2019年进一步缩减，这将为外国投资者提供更加广阔的投资空间。

## 保障内外资企业平等待遇

享受平等待遇一直以来都是外国投资者和外资企业的主要诉求之一。《外商投资法》在“投资促进”章节对外商投资企业给出了较为原则性的平等待遇规定，主要包括：

- 外商投资企业依法平等适用国家支持企业发展的各项政策；
- 国家保障外商投资企业依法平等参与标准制定工作，强化标准制定的信息公开和社会监督；国家制定的强制性标准平等适用于外商投资企业；
- 国家保障外商投资企业通过公平竞争参与政府采购活动；政府采购对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务平等对待；以及
- 外商投资企业可以依法通过公开发行股票、公司债券等证券以及其他方式进行融资。

2017年1月，国务院曾出台《关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知》（国发[2017]5号，以下简称“国发5号文”），提出进一步为外资企业创造公平竞争环境，推出公平竞争审查、促进内外资企业公平竞争、公平参与标准化工作以及公平参与政府采购招投标等措施。《外商投资法》将上述保护外资的措施通过法律的形式确定下来，为外资企业在中国享受平等待遇提供了法律保障，有利于营造稳定、公平、透明、可预期的营商环境，增强外国投资者在中国的投资信心。

## 加强外商投资保护

《外商投资法》延续了《外国投资法（征求意见稿）》专章设立的投资保护制度，并对部分条款进行修改和完善，主要包括：

- 严格限定国家对外商投资企业的征收条件；
- 外国投资者在中国的出资、利润、资本收益、资产处置所得、知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法自由汇入、汇出；
- 保护外国投资者、外商投资企业的知识产权和相关权利人的合法权益，并强化知识产权侵权行为的责任追究；外商投资过程中技术合作的条件遵循公平原则平等协商确定，不得利用行政手段强制转让技术；
- 新增对行政机关及其工作人员在履职过程中知悉外国投资者、外商投资企业商业秘密的保密规定；
- 加强对行政机关制定外商投资规范性文件的约束，明确没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或增加其义务、不得设置市场准入和退出条件以及干预其正常生产经营活动；
- 建立外商投资企业投诉工作机制，允许外商投资企业或其投资者在权益受到侵犯时申请行政复议、提起行政诉讼；以及
- 外商投资企业可以依法成立和自愿参加商会、协会，维护自身的合法权益。

就外国投资者关心的强制技术转让问题，现行的《中华人民共和国合同法》和《中华人民共和国专利法》均对禁止强制技术转让和知识产权保护等内容进行了规定。国务院于2017年至2018年先后出台的国发5号文、《关于促进外资增长若干措施的通知》（国发[2017]39号）和《关于积极有效利用外资推动经济高质量发展若干措施的通知》（国发[2018]19号）也多次强调“加强和完善外商投资企业的知识产权保护，不得利用行政手段强制技术转



让”。《外商投资法》对这一问题专门规定，回应了外国投资者非常关注的知识产权保护与技术合作等问题，有助于消除外国投资者的疑虑，给外资企业吃上“定心丸”。

### 体现“放管服”要求，简化外商投资管理

除对外商投资实行负面清单管理制度外，《外商投资法》还体现了“放管服”要求，并进一步简化外商投资管理程序，例如：

- 要求各级政府及有关部门简化办事程序，提高办事效率，优化政务服务，提高外商投资服务水平；
- 除法律、行政法规另有规定外，主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请；
- 外国投资者或者外商投资企业向商务主管部门报送投资信息时，能够通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求报送。

在外资领域推进“放管服”改革，有利于营造高效、便捷的投资环境，将吸引更多外国投资者来华投资。通过内外资统一的系统报送外商投资信息，避免了信息多头和重复报送，有利于减轻外资企业的合规负担，提高外商投资便利化程度。

### 注意要点

截至 2018 年底，依据“外资三法”在中国设立的外商投资企业累计约 96 万家，中国实际利用外资累计超过 2.1 万亿美元，外商投资已成为推动中国经济社会发展的重要力量。《外商投资法》的颁布，彰显了中国进一步扩大对外开放、积极促进外商投资的决心和信心，有利于保护外商投资合法权益，营造法治化、国际化、便利化的营商环境，有利于推动形成全面开放新格局，实现以高水平开放推动经济高质量发展的目标。

我们注意到，之前提请审议的《外商投资法（草案）》已经删除《外国投资法（征求意见稿）》中规定的“协议控制（VIE 架构）”相关规定。《外商投资法》延续了这一处理，但保留了“法律、行政法规或者国务院规定的其他方式的投资”这一兜底条款。《外商投资法》不再对 VIE 架构安排等问题作出明确规定，为将来在单行法律或行政法规中专门出台有关 VIE 架构安排的技术性条款留出空间。未来如何处理 VIE 架构安排和实务操作等问题，有待进一步观察。

《外商投资法》自 2020 年 1 月 1 日施行后，“外资三法”将同时废止。对于已经按照“外资三法”设立的外商投资企业，《外商投资法》给予了现存企业五年内继续保留原企业组织形式的过渡期。由于现行外商投资管理架构已经实行很长时间，具体管理制度纷繁复杂，而《外商投资法》的规定又非常原则，因此如何实施该法律有待国务院出台具体的实施办法予以明确。由于外商投资企业的组织形式、组织结构及其活动准则将要适用《公司法》、《合伙企业法》的规定，现存中外合资、合作企业的外国投资者可能需要立即着手与中国投资者协商修订合资/合作合同和章程。

对于港澳台投资者，国务院总理李克强在 2019 年 3 月 15 日答中外记者问时明确指出，港澳台投资可以参照或者比照适用《外商投资法》，长期以来行之有效的一些制度安排和实际做法还要继续沿用<sup>5</sup>。鉴于现行的《外资企业实施细则》对港澳台公司、企业和其他经济组织等按照外资处理，可以预期在《外商投资法》颁布施行后，有关港澳台投资参照外商投资的处理有可能在未来出台的《外商投资法》实施条例或细则中予以明确。

### 注释

1. 《中华人民共和国外商投资法》的具体内容请参见官方链接：[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content\\_2083532.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm)
2. 《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018 年版）》（国家发展改革委、商务部令[2018]18 号），详细内容请参见普华永道《中国税务/商务新知》2018 年第 23 期。
3. 《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018 年版）》（国家发展改革委、商务部令[2018]19 号），详细内容请参见普华永道《中国税务/商务新知》2018 年第 23 期。
4. 《国家发展改革委、商务部关于印发市场准入负面清单（2018 年版）的通知》（发改经体[2018]1892 号），详细内容请参见普华永道《中国税务/商务新知》2019 年第 2 期。
5. 李克强总理会见中外记者并回答提问的具体内容请参见官方链接：[http://www.gov.cn/premier/2019-03/15/content\\_5374033.htm#allContent](http://www.gov.cn/premier/2019-03/15/content_5374033.htm#allContent)



## 与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系：

### 普华永道中国商务及投资咨询服务团队

于勃  
合伙人  
+86 (10) 6533 3206  
bo.yu@cn.pwc.com

沈琳军  
合伙人  
+86 (21) 2323 3060  
linjun.shen@cn.pwc.com

**普华永道中国商务及投资咨询服务团队**致力于从事中国商务及投资法规咨询和执行工作，在这方面积累了深厚而广泛的经验。从协助客户进入中国市场，设计解决方案开始，向客户提供包括投资结构设置，外汇方案筹划，投资结构重组筹划，如股权转让、收购与合并等全面而专业的服务。除了向客户提供各项服务以外，我们的服务团队与中国各级审批机关一直保持密切的对话，并与中央和地方各行业的各级主管机构保持密切的工作关系，协助推动中国商业和投资法律体系的不断发展与进步。

想更多了解中国内地法律相关问题，请联系：

### 瑞栢律师事务所法律团队

王景  
瑞栢律师事务所\*  
高级顾问律师  
+86 (10) 8540 4630  
jing.wang@ruibailaw.com

赵鹏丽  
瑞栢律师事务所\*  
顾问律师  
+86 (10) 8540 4623  
penny.zhao@ruibailaw.com

### 信栢律师事务所法律团队

杨颖  
信栢律师事务所\*\*  
合伙人  
+86 (21) 5368 4177  
jamie.y.yang@xinbailaw.com

蒋亮  
信栢律师事务所\*\*  
顾问律师  
+86 (21) 5368 4024  
liang.jiang@xinbailaw.com

想更多了解香港法律相关问题，请联系：

### 程伟宾律师事务所法律团队

Rebecca Silli  
程伟宾律师事务所\*\*\*  
合伙人  
+852 2833 4988  
rebecca.silli@tiangandpartners.com

Martyn Huckerby  
程伟宾律师事务所\*\*\*  
外国注册律师  
+852 2833 4918  
martyn.huckerby@tiangandpartners.com

\* 瑞栢律师事务所是一家独立律师事务所，亦为普华永道全球网络的成员机构。

\*\* 信栢律师事务所是一家独立律师事务所，亦为普华永道全球网络的成员机构。



\*\*\* 程伟宾律师事务所为一所独立的香港律师事务所。该律所与驻新加坡的普华永道法律国际私人有限公司（持牌外国法律律师事务所）有合作联系。

程伟宾律师事务所或普华永道法律国际私人有限公司对对方各自的行为或不作为没有任何控制权、并非作为对方的代理人、亦不会承担任何责任。

关于我们：

瑞栢律师事务所和信栢律师事务所为独立的中国律师事务所，也是普华永道全球网络的成员机构，致力于为客户提供综合性的解决方案与高品质的法律服务，覆盖中国大陆、亚洲及全球。我们的律师受中国监管标准的规管，并且根据中国法律向客户提供意见和建议。我们的团队主要位于北京和上海，在中国各地均提供服务并且经常参与全球项目。

程伟宾律师事务所是一家香港独立律师事务所，与驻新加坡的普华永道法律国际私人有限公司（持牌外国法律律师事务所）有合作联系。我们与北京的瑞栢律师事务所和上海的信栢律师事务所紧密合作，为中国客户提供无缝式的法律服务。



## 全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接: <https://taxnews.pwchhk.com>。



文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2019 年 3 月 18 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成

电话: +86 (10) 6533 3028

[matthew.mui@cn.pwc.com](mailto:matthew.mui@cn.pwc.com)

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchhk.com>

[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)